

**平成24年4月17日以降に建築工事に着手し、
平成24年12月31日までに運営開始予定の事業所内保育施設について**

**「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」は、
以下の内容で平成24年度の受付を再開します**

【注意事項】

- ◆ 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金については、平成24年4月17日以降、新たな設置費・増築費の認定申請を停止していましたが、以下の内容で **設置費・増築費の認定申請の受付を再開**することにしました。
- ◆ 本助成金は、行政事業レビュー公開プロセスにおける「**抜本的改善**」との指摘を踏まえ、平成25年度以降新たにスタートすることとしていますが、助成再開へのご要望を踏まえ、見直しの内容を一部前倒しして実施するものです。
- ◆ 平成24年4月17日以降に着工し、平成25年1月以降に運営開始する事業所内保育施設の認定申請も同時に受付を再開します。その新たな支給内容は、裏面のお問い合わせ先にご照会ください。

支給対象となる事業所内保育施設

- **平成24年4月17日以降に建築工事に着手し、かつ、平成24年12月31日までに運営開始する事業所内保育施設**
- **保育施設の最低定員 10人 ⇒ 6人** を対象とします
- 入所乳幼児数が、**施設定員の60%以上** (中小企業は30%以上)
かつ、自社で雇用する労働者が養育する乳幼児が全入所乳幼児の半数以上 いる施設



支給の内容

【設置費・建替費・増築費】

- 助成率 大企業 $1/2 \Rightarrow 1/3$
(中小企業は設置費2/3, 建替費・増築費1/2で変更ありません)
- 限度額 大企業の設置費・建替費
 $2,300万円 \Rightarrow 1,500万円$
(中小企業は2,300万円に変更ありません)
大企業の増築費
 $1,150万円 \Rightarrow 750万円$
(中小企業は1,150万円に変更ありません)

【運営費】

- 助成期間 最長10年 \Rightarrow 最長5年
(運営費の助成率は大企業1/2、中小企業2/3のまま変更ありません)

【保育遊具等購入費】

- 廃止します

申請時期

【認定申請期間】

- 平成24年10月31日以降
(支給申請と同時に平成25年1月31日まで認定申請可)

【支給申請期間】

- 平成25年1月1日～1月31日

※認定申請・支給申請とも提出先は都道府県労働局雇用均等室

<お問い合わせ先>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室
03-5253-1111内線7859

